

# 一般廃棄物処理基本計画の概要及び今後のスケジュール

## 1. 一般廃棄物処理基本計画の概要

### 1) 一般廃棄物処理基本計画とは

市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定める必要があります。

また、一般廃棄物処理計画にはごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）がありますが、今回宗像市において策定するのは、ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画となります。

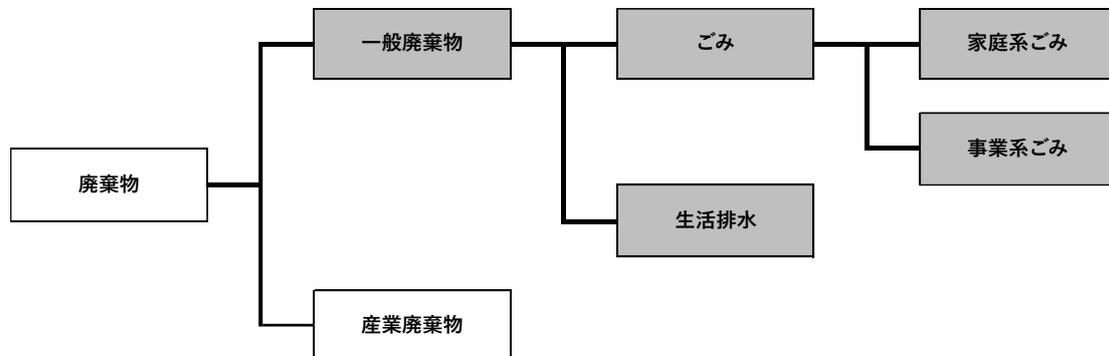


図 1-1 計画対象となる廃棄物

### 2) 計画期間

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先として、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされています。そのため、今回策定する宗像市一般廃棄物（ごみ及び生活排水）処理基本計画の計画期間は令和7年度から令和16年度までの10年間として、中間目標年度を5年後の令和11年度とします。

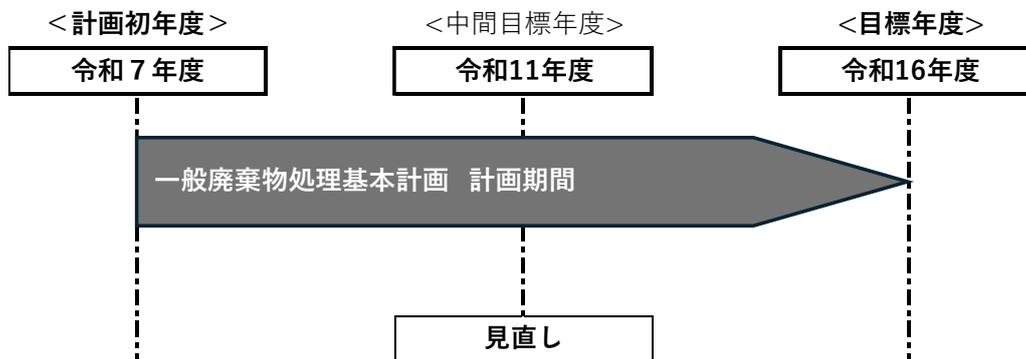


図 1-2 計画期間

### 3) 計画改定の必要性

宗像市の現在の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は平成 27 年度を初年度とし、令和 2 年度の中間見直しを経て、令和 6 年度に目標年度を迎えます。また、一般廃棄物（生活排水）処理基本計画についても同様に本年度が目標年度となっています。

前回計画策定時から、廃棄物処理を取り巻く環境は大きく変化しています。新たに第 6 次環境基本計画が策定され、第 5 次循環型社会形成推進基本計画も令和 6 年 8 月に策定にされました。また、宗像市においても新たな総合計画を来年度に定める方針です。これらの計画と整合を図りつつ、宗像市の現状により即した一般廃棄物処理基本計画に改訂する必要があります。

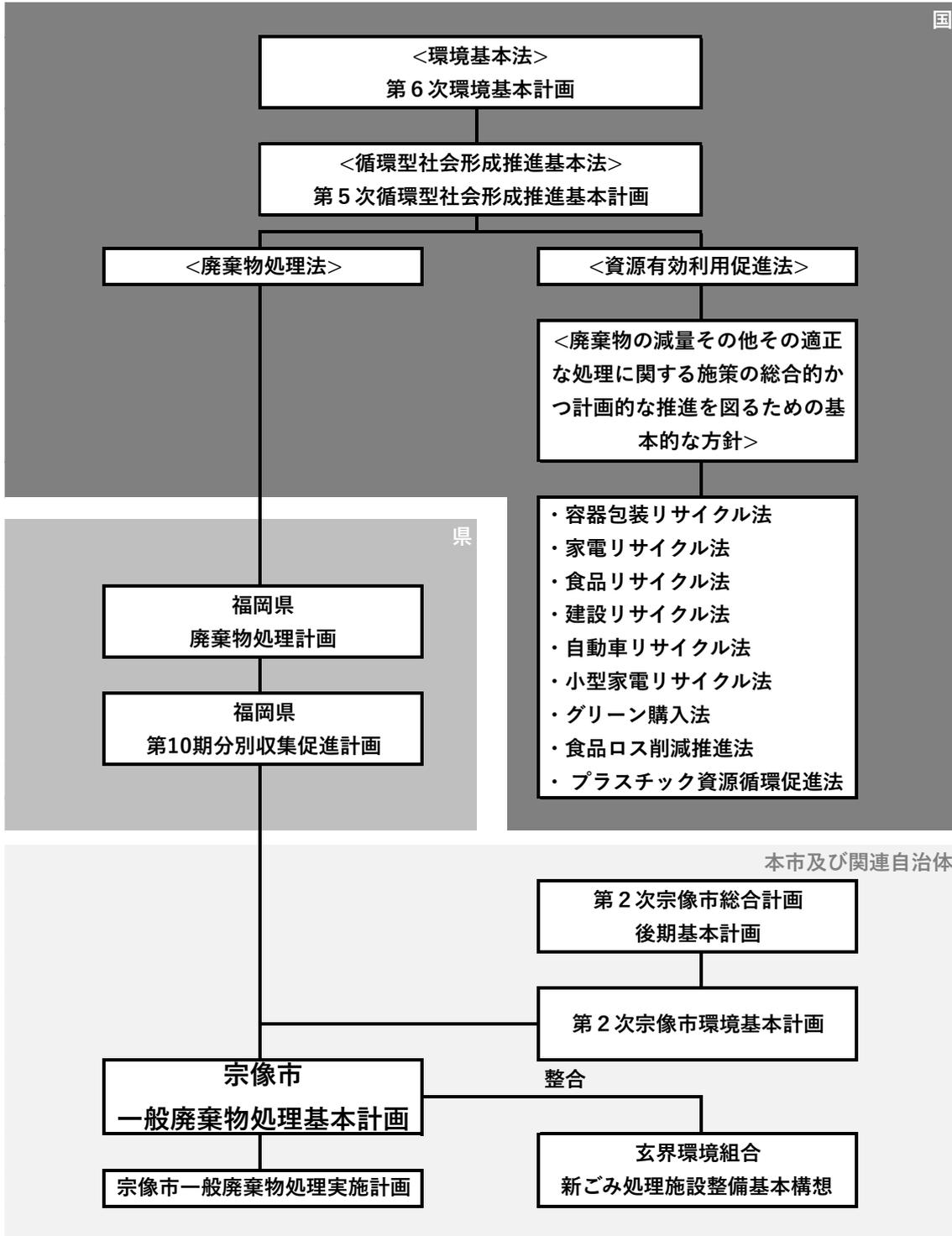


図 1-3 一般廃棄物処理基本計画の関連計画

#### 4) 策定の流れ

ごみ処理に関連する基本計画の一般的な策定の流れを下記に示します。

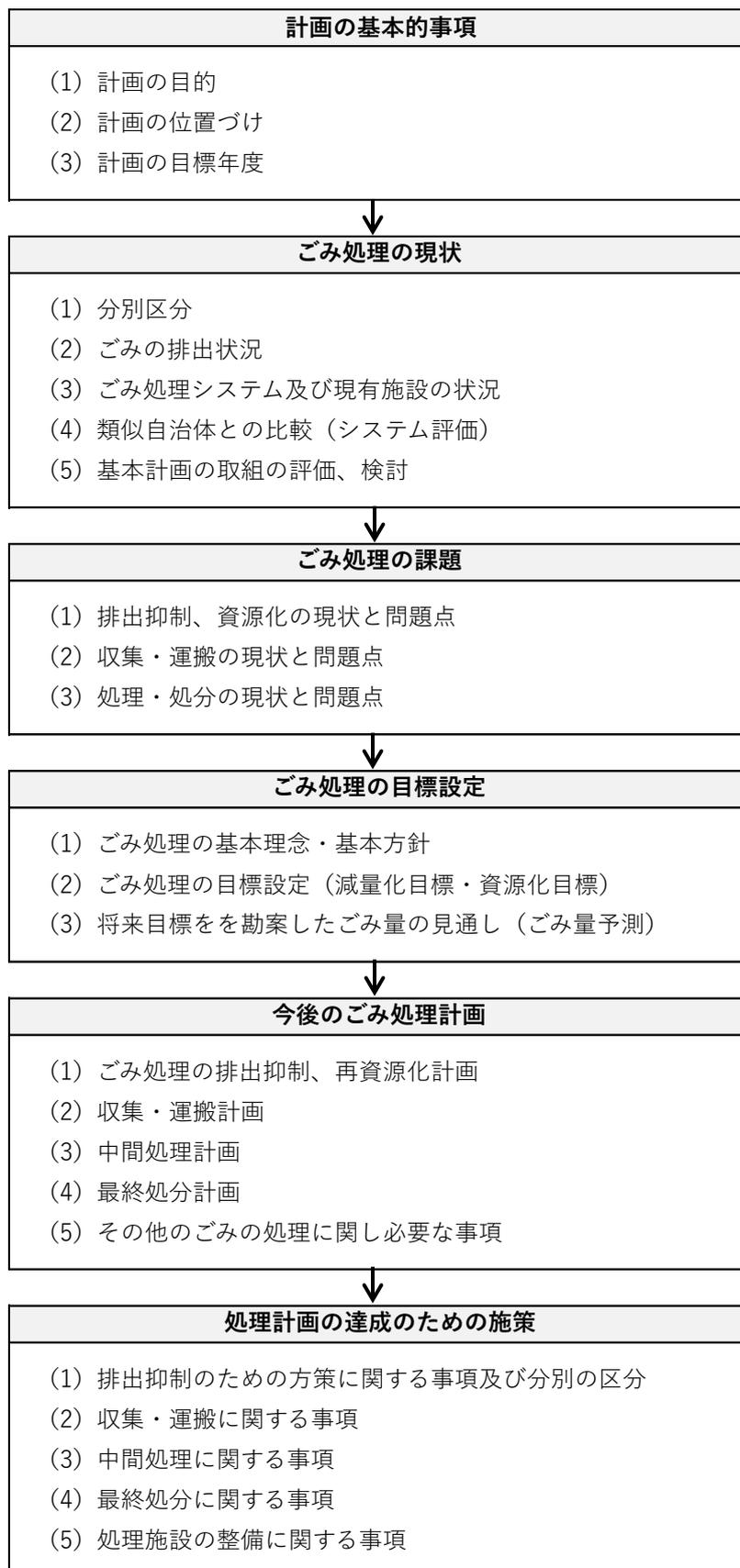


図 1-4 ごみ処理に関連する基本計画策定の流れ

## 2. 今後のスケジュール

### 1) 計画策定のスケジュール

図 2-1 に計画策定における今後のスケジュールを示します。また、表 2-1 に廃棄物減量等推進審議会の実施予定日及び議事内容について示します。

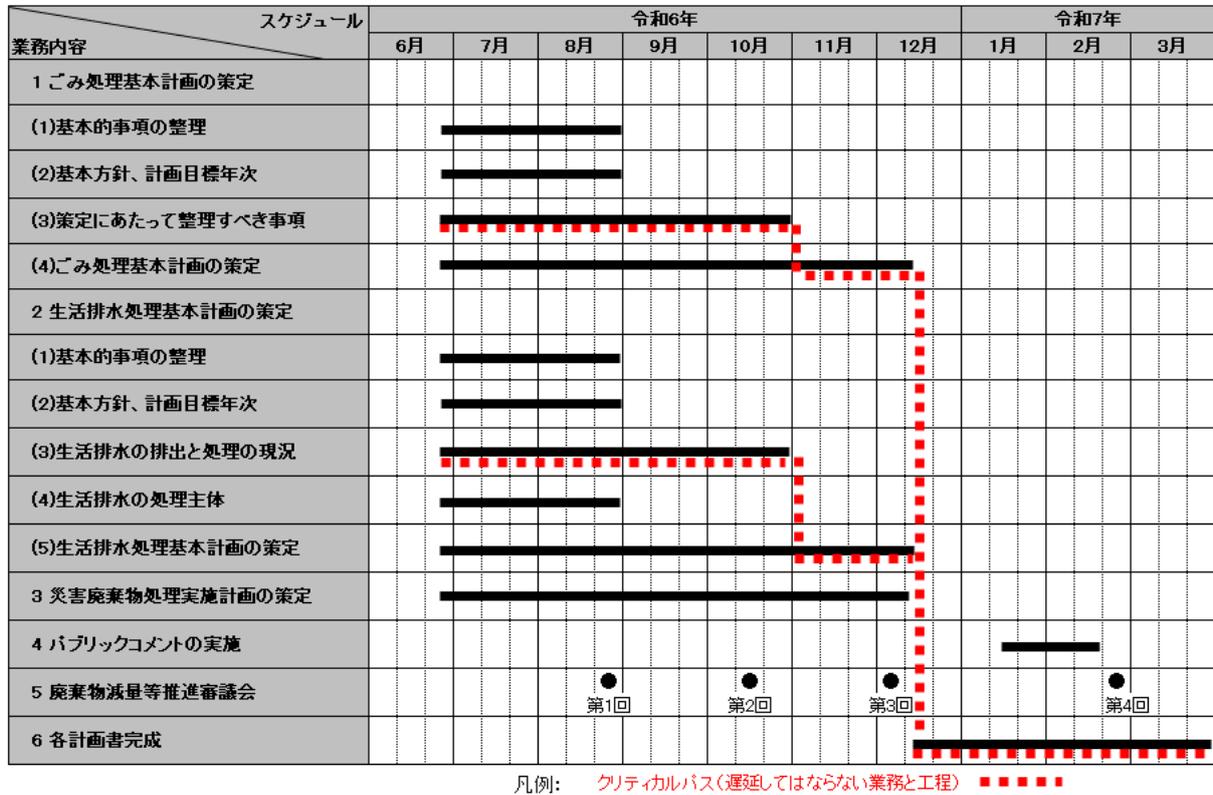


図 2-1 計画策定のスケジュール

表 2-1 廃棄物減量等推進審議会

	実施予定	内容
第1回	令和6年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の概要について</li> <li>作成スケジュールについて</li> <li>今後の検討テーマについて</li> </ul>
第2回	令和6年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>数値目標について</li> <li>計画骨子について</li> </ul>
第3回	令和6年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画案について</li> </ul>
第4回	令和7年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終案について</li> </ul>